

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり公聴会を行う。

令和6年11月12日

静岡県知事 鈴木康友

1 公聴会の期日

令和6年11月20日（水）午後2時から

2 公聴会の場所

静岡県島田土木事務所 4階第1・2会議室（島田市道悦5丁目7の1）

3 許可しようとする建築物の計画

| | | |
|-------|-----------------------|--------------------|
| 建築場所 | 静岡県島田市大井町5-8、5-9、5-10 | |
| 用途地域 | 商業地域 | |
| 建築物概要 | 用途 | 工場（酒造場） |
| | 構造 | 鉄骨造 |
| | 規模 | 2階建て 延べ面積3,696.04㎡ |

4 当事者の住所及び氏名

静岡県島田市本通1-1-8

株式会社大村屋酒造場 代表取締役 松永孝廣